

# 浄化槽市町村整備推進事業について

## 計画について

浄化槽市町村整備推進事業は、平成19年度から上厚真地区を中心に厚真町公共下水道区域を除く市街化区域で着手しました。

平成21年度からは、整備区域を厚真町公共下水道区域及び工業専用区域を除く全町に拡大します。

## 制度の概要

この制度は、皆さんから工事費の一部（浄化槽分担金）を負担して頂き、町が浄化槽を設置します。浄化槽の維持管理については、皆さんから水道使用量に応じ浄化槽使用料を納めていただき、町が委託会社と契約し維持運営を行う事業です。

## 融資あっせん制度について

浄化槽以外の排水設備工事に対し、町税、健康保険料、公共料金等を滞納がなく、指定金融機関（苫小牧信用金庫厚真支店）から融資を受けることができる方に対し、住宅1棟あたり最高60万円まで、無利子融資のあっせんをします。詳しくは、役場建設課上下水道グループまたは指定工事店にお問い合わせ下さい。

## 排水設備工事・指定工事店について

トイレの水洗化や台所・風呂などからの汚水を浄化槽に接続するための工事のことをいい、建物所有者が個人の費用で行います。また、排水設備工事は、町が指定した「指定工事店」以外は行うことができませんので、ご注意下さい。

この工事費用に対する助成制度があります。「融資あっせん制度」の項目をご覧ください。

（指定工事店名については、「下水道について」を参照下さい。）

## 浄化槽の基準について

専用住宅に設置する浄化槽の人槽は、住宅の延べ床面積で決まります。

- ・ 延べ床面積が130㎡（39.3坪）以下の場合・・・5人槽
- ・ " が130㎡を超える場合・・・7人槽
- ・ 2世帯住宅の場合は、延べ床面積に関係なく、10人槽になります。
- ・ その他の住宅等は、別に算定基準がありますので役場建設課上下水道グループにお問い合わせ下さい。

## 浄化槽使用料について

浄化槽市町村整備推進事業で浄化槽を設置した方及び既に合併処理浄化槽を設置していた方で町に寄付をされた方は、浄化槽使用料をお支払いいただきます。

浄化槽使用料は、各家庭から排出される汚水の量に応じて料金が決まります。

（算定方法、支払方法については、「下水道について」を参照下さい。）

## 浄化槽分担金について

浄化槽分担金は、浄化槽を設置する工事費用の一部を皆さんに負担していただく制度です。

## 浄化槽分担金の額について

| 合併処理浄化槽<br>(人槽) | 浄化槽分担金の金額 | 合併処理浄化槽<br>(人槽) | 浄化槽分担金の金額 |
|-----------------|-----------|-----------------|-----------|
| 5人槽             | 100,000円  | 21人槽～25人槽       | 370,000円  |
| 6人槽～7人槽         | 110,000円  | 26人槽～30人槽       | 460,000円  |
| 8人槽～10人槽        | 140,000円  | 31人槽～40人槽       | 500,000円  |
| 11人槽～15人槽       | 220,000円  | 41人槽～50人槽       | 600,000円  |
| 16人槽～20人槽       | 300,000円  | 51人槽以上～         | 町長が別に定める  |

## 浄化槽分担金を納める時期は？

合併処理浄化槽設置工事を発注した後、役場から浄化槽分担金通知書を皆さんに送付します。

## 支払方法は？

浄化槽分担金は、5年に分割し、さらにそれを年4回の納期に分けて納めていただきます。

(4回/年×5年=20回払い。利子等はありません。)

なお、浄化槽分担金を一括納付(前納)することもできます。

## これだけは守って(正しい使い方)

浄化槽は、小さな下水処理場。でも、使い方を誤ると環境悪化の原因になります。

使用する皆さんに知っていて欲しい義務は次のようなことです。

- ・ 浄化槽を使用する人が守らなければならないことは、
  - (1) し尿を洗い流す水の量は適正量とする。
  - (2) 殺虫剤、洗剤、防虫剤、油脂類、紙おむつ、衛生用品等で浄化槽の正常な機能を妨げるものは流入させない。
  - (3) 合併処理浄化槽には工場排水、雨水その他の特殊な排水を流入させない。
  - (4) 電気設備のある浄化槽の電源を切らない。
  - (5) 浄化槽の上部、周辺に保守点検や清掃の邪魔になる構造物は作らない。
  - (6) 浄化槽の上に浄化槽の機能を妨げるような荷重をかけない。
  - (7) 通気口をふさがない。